

目標（13）障害者の生涯学習の推進

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する。

各施策の進捗について

●学校卒業後における障害者の学びの支援

・学校卒業後の障害者の生涯学習機会を拡充するため、平成30年度より実践研究事業を開始し、市区町村や民間団体等による効果的な生涯学習プログラムの開発や都道府県による生涯学習支援体制の構築等に関するモデル事業を実施し、共生社会コンファレンス等の開催により成果普及等を行った。これらの取組のさらなる横展開と、地方公共団体が自らの責務として障害者の生涯学習支援に取り組むための体制整備や人材育成が今後の課題である。

●地域学校協働活動の推進【一部再掲】

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進により、特別支援学校等を含めた取組に対する財政支援やパンフレット、フォーラム、大臣表彰等による普及・啓発活動を行い、全国的に実施状況が伸びている。一方で、取組状況には自治体間格差・学校種間格差が見られることから、引き続き導入の加速化や内容の充実に取り組む。

●切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【一部後掲】

・障害のある子供の切れ目ない支援を進めるため、連携支援教育コーディネーターの配置等に係る経費を確保するとともに、教育、福祉、医療等の連携に向け、平成30年に学校教育法施行規則を一部改正し、個別の教育支援計画の作成に当たって、学校が医療・福祉・保健等の関係機関と情報共有を図ることを義務付けるなど、関係機関の連携も強化した。今後は、こうした取組を通し関係機関の連携の強化が図られるよう、周知や必要な予算の確保に努める。

●大学等における学生支援の充実

・令和2年度より「障害のある学生の修学・就職支援促進事業」を開始し、複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、組織的なアプローチによる障害のある学生への修学・就職支援を促進している。今後も設置主体を問わず、各大学等に対する適切な支援に努めるとともに、障害学生支援の更なる充実を促していく。放送大学においては、引き続き、印刷教材のテキストデータの提供、テレビ科目やオンライン授業への字幕の付与や点字試験問題の作成など、障害のある学生への学習支援の充実を図っていく。

●障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等

・平成30年度より、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備を図る取組や特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点としていくことを目指す取組等を実施した。障害者のスポーツ実施率は、一般と比べると大きな隔りがあることから、引き続き障害の有無にかかわらずスポーツに親しめる環境づくり等を進めていく。
・文化芸術団体や自治体等が行う障害者の文化芸術活動の創造・発表の機会の確保や障害者が芸術作品を鑑賞・体験しやすい環境づくりの取組を推進するとともに、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援等を行った。今後、これまでの成果を全国に普及・展開するためのプログラム開発や支援人材育成等に取り組む。

進捗の総括

学校卒業後に学習やスポーツ、文化等の機会が確保されていると回答する障害者は約3割であり、約7割の障害者の生涯学習機会が不足している状況である。目標に向けた施策としては、障害者の生涯学習機会の拡充のためのモデル事業等の実施や、地域学校協働活動の推進、関係機関の連携強化、障害のある学生の修学・就職支援の促進、スポーツや文化芸術に親しめる環境づくりの推進を行った。

課題と対応

障害者の生涯学習機会が不足している現状の改善に向けて、効果的なプログラムの開発や支援体制の構築等に関するモデル事業の成果を横展開することにより、地方公共団体における主体的な体制整備や人材育成の取組を促す必要がある。障害者のスポーツ実施率は上昇傾向であるものの、一般の成人と比べると下回っていることから、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、文化芸術活動についても、あらゆる地域で文化芸術活動に触れ、表現活動を行うことができる環境を整備する。

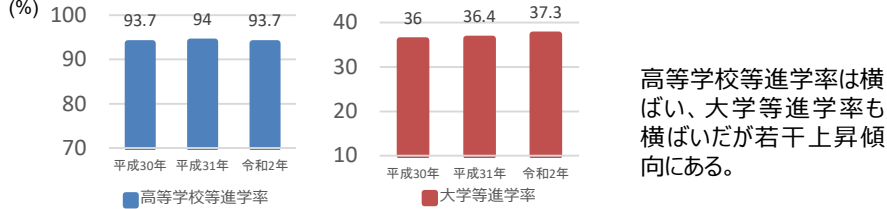
目標（14） 家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないよう、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

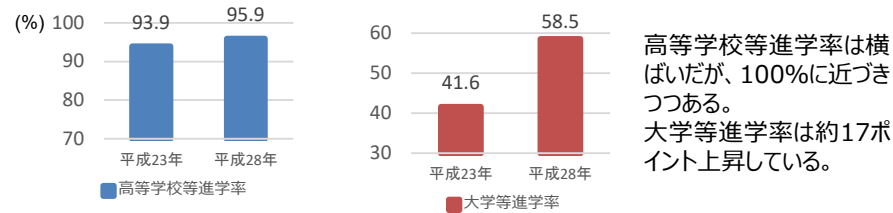
各指標の状況について

測定指標：生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善

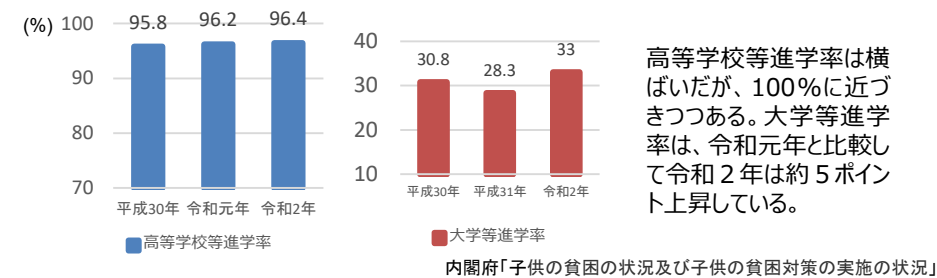
<生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率、大学等進学率>



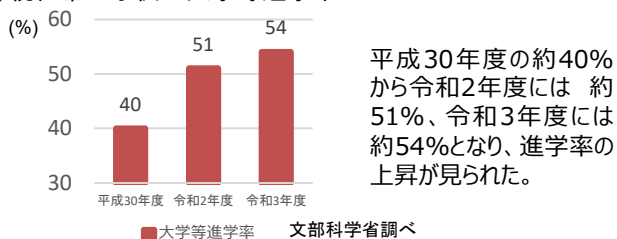
<ひとり親家庭の子供の高等学校進学率、大学等進学率>



<児童養護施設の子供の高等学校進学率、大学等進学率>



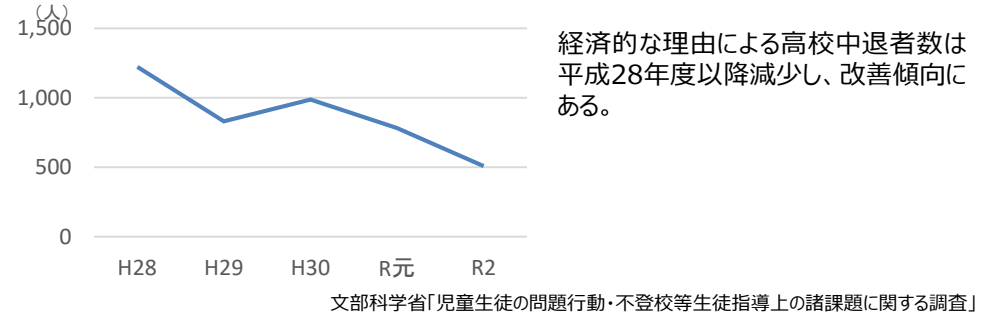
<住民税非課税世帯の子供の大学等進学率>



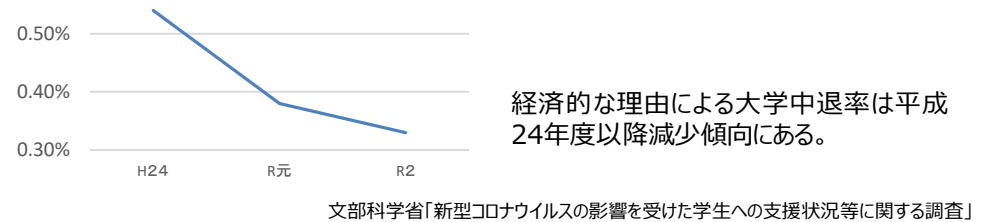
測定指標：経済的な理由による大学等中途退学者・高校中途退学者の減少

高校、大学、専門学校を通じ、経済的理由による不本意な中退を可能な限り減少させていくことは依然として課題である。

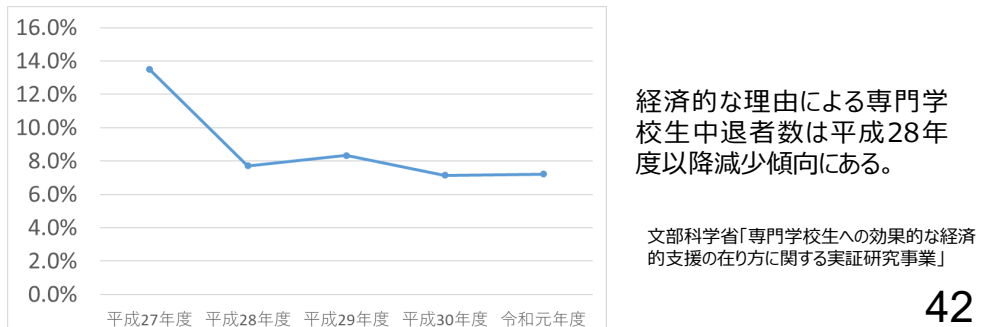
<(高校)経済的理由による中途退学者数の推移(国公立合計)>



<(大学)学生数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移(国公立合計)>



<(専門学校)生徒数に占める経済的理由による中途退学者の割合の推移>



目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないよう、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

各施策の進捗について

●教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・教育費の負担軽減に関し、小学校就学前段階においては、令和元年10月より、3～5歳の幼児教育・保育の無償化措置を開始した。
- ・義務教育段階においては、就学援助制度を引き続き実施した。また、私立小中学校等へ通う児童生徒への経済的支援について、平成29年度から5年間行った実証事業の結果を踏まえ、令和4年度からは家計急変後の継続的な学びを私学助成を通じて支援している。
- ・後期中等教育段階においては、引き続き高等学校等就学支援金による授業料の支援や、高校生等奨学給付金による授業料以外の教育費の負担軽減を図っており、特に、令和2年4月より、高等学校等就学支援金の支給上限額を引き上げることにより、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を開始した。
- ・高等教育段階においては、引き続き貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与を実施。これに加え、令和元年に成立した「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、令和2年4月より、住民税非課税世帯等の学生等を対象とする授業料等減免及び給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度を開始した。制度導入前後の住民税非課税世帯の進学率の推計値として、導入前の平成30年度の約40%から導入後の令和2年度には51%、令和3年度には約54%となり、進学率の上昇が見られた。
- ・各教育段階における教育費の負担軽減を図るため、これらの施策を引き続き安定的に実施するとともに、各施策の周知・利用促進のための施策に不断に取り組み続けることが必要である。

●学校教育における学力保証・進路支援、福祉関係機関等との連携強化

- ・貧困等に起因する学力課題の解消のための加配定数を措置した。また、平成30年度に全国学力・学習状況調査（保護者に対する調査）の結果を活用し、家庭の社会経済的背景と学力の関係や学力向上に効果的な学校等の取組に関する調査研究を実施した。
- ・令和元年度予算において、スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置に係る予算を計上するとともに、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置に係る経費を計上するなど、教育相談体制の充実を図った。福祉部門と教育部門との連携強化のための情報連携については、令和3年4月に内閣府に設置された「貧困を抱える子供を支援するためのデータ連携に関する研究会」や令和3年11月にデジタル庁に設置された「こどもに関する情報・データ連携副大臣PT」において、在り方が議論され、デジタル庁を中心に関係省庁が連携して実証事業を実施している。
- ・高校生の中退防止の取組としては、前述の経済的支援や教育相談体制の充実を行っているほか、大学等においては日本学生支援機構等と連携して、大学等の学生支援担当教職員向けに、学生のメンタルヘルス等に関するセミナー・ワークショップを実施し、学生相談に関する理解と各大学等の関係者間の連携を促進している。

●地域の教育資源の活用

- ・経済的な理由や家庭の状況等に関わらず、全ての小・中・高校生を対象とした、放課後等の学習支援や体験活動等の充実のため、地域住民等の協力等を得て行う地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な取組に対する財政支援やパンフレット、フォーラム、大臣表彰等による普及・啓発活動を行い、全国的に実施状況が伸びている。一方で、取組状況には自治体間格差・学校種間格差が見られることから、引き続き導入の加速化や内容の充実に取り組む。
- ・読書習慣の形成に向けて公立図書館においては読み聞かせ会やビブリオバトルなどの取組が実施されており、今後はコロナ禍を踏まえた図書館のデジタル化の推進に取り組む。
- ・「全国家庭教育支援研究協議会」等の開催により、「家庭教育支援チーム」を含めた地方公共団体の家庭教育支援に関する好事例を普及・啓発している。

●学校給食及び食育の推進【一部再掲】

- ・子供たちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、指導の手引や教材を作成・配付したほか、学校給食における地場産物の使用促進のための取組等を実施している。一方、栄養教諭の配置に地域差があることから、今後とも、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への任用換えを促進していく。（目標（3）一部再掲）

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子供が進学等を断念することがないよう、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する。

各施策の進捗について

●へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援

・「へき地児童生徒援助費等補助金」により、へき地、過疎地域等におけるスクールバス・ボートの購入費等の支援を行った。また、高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対して通学費等の支援を実施した。引き続き、十分な予算を確保していく。

●東日本大震災をはじめとした災害への対応

・被災した児童生徒等に対するきめ細かなケアのため、被災自治体の要望を踏まえつつ、教員やスクールカウンセラーの配置を行った。また被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施した。
・また、福島県においては再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、魅力ある教育環境づくりのために、特色ある教育活動の支援を行っている。

参考指標：大学進学率の地域間格差について、地理的状況、経済的状況、県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して、地域ごとの課題を把握し、対処していくためのフォローアップの手法を開発。

【再掲の施策群】

- 体験活動や読書活動の充実
- 伝統や文化等に関する教育の推進
- 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- 学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

進捗の総括

児童養護施設やひとり親家庭、非課税世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者が減少した。目標に向けた施策として、小学校就学前段階における3～5歳の幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金の支給上限額の引き上げ、高等教育修学支援新制度が実施され、大幅な教育費の負担軽減が図られた。また、家庭の経済状況や地理的条件にかかわらず子供の学びを支援できるよう、福祉機関等との連携強化や地域の教育資源の活用を推進を行ったほか、へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援を実施した。

課題とその対応

教育費負担軽減は支援の大幅な拡充が図られたところであるが、依然として不本意な中退者や制度を知らない者も存在することから、各施策の周知・利用促進のための施策に不断に取り組む。更なる負担軽減策の展開については施策の効果を踏まえて、引き続き検討する。

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

障害や不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人一人の子供の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する。

各指標の状況について

測定指標： 幼・小・中・高等学校等において個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に作成されている児童等の割合の増加

(個別の指導計画作成率) (個別の教育支援計画作成率)

H28年度	81.9%	H28年度	75.7%	両計画ともに作成率は年々上昇している。
H29年度	82.6%	H29年度	77.1%	
H30年度	90.9%	H30年度	84.8%	

文部科学省「特別支援教育に関する調査」

測定指標： 小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数の増加

(義務教育段階)

(高等学校段階)

	小学校	中学校	計		高等学校
H28	87,928	10,383	98,311	H28	-
H29	96,996	11,950	108,946	H29	-
H30	108,306	14,281	122,587	H30	508
R1	116,633	16,765	133,398	R1	787

- 義務教育段階は、平成28年度に比べ、約3万5千人増加している。
- 高校段階も、平成30年度から制度を開始し、年々利用者が増加している。

文部科学省「通級による指導実施状況調査」

測定指標： ・学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の改善

	不登校児童生徒数	学校内・外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数	割合
28年度	133,683	33,451	25.0%
29年度	144,031	34,096	23.7%
30年度	164,528	45,172	27.5%
元年度	181,272	53,393	29.5%
2年度	196,127	67,294	34.3%

不登校児童生徒のうち、学校内・外の機関等で相談・指導を受けていない児童生徒の割合は、令和2年度は34.3%であり、平成28年度の25.0%と比較して増加している。そもそも相談先を知らない、自身の抱える困難を認識していないことが要因として考えられる。

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

各施策の進捗について

●特別支援教育の推進

- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用が着実に進み、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が促進された。(平成29年度学習指導要領改訂により、通級対象の子供への作成も義務付けられた。)
- ・平成30年度より、高校段階でも通級を制度化した。今後、自治体や各学校の活用状況も踏まえ、更なる活用を促す。
- ・教育、福祉、医療等の連携に向け、平成30年に学校教育法施行規則を一部改正し、個別の教育支援計画の作成に当たって、学校が医療・福祉・保健等の関係機関と情報共有を図ることを義務付けた。
- ・教職員の障害理解の促進に向け、令和元年度からの小・中・高等学校等の新しい教職課程において、特別支援教育に関する科目を1単位以上必修とするとともに、特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向け、検討会議を設置し議論を行った。

●不登校児童生徒の教育機会の確保

- ・不登校児童生徒の個々の状況に応じた、学校以外の場における支援体制の整備に向けた調査研究を実施し、その成果も踏まえ、令和2年度より、民間団体等との協議会の設置や、教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関や民間団体との連携体制整備に係る支援事業を行っている。
- ・また、学校の教職員やスクールカウンセラーによる支援はもとより、電話やSNS等を活用した相談体制の充実にも取り組んでいる。

●夜間中学の設置・充実

- ・教育機会確保法及び第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進しており、令和4年4月現在、15都道府県34市区に40校設置されている。引き続き全ての都道府県・指定都市に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう、自治体の取組を促していく。

●高校中退者等に対する支援

- ・高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組の支援を実施している。今後とも、支援の継続及び取組の全国展開を図っていく。